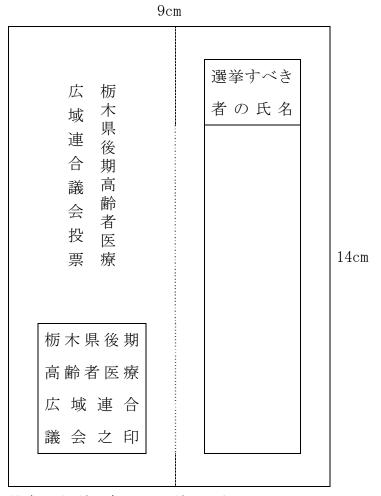
栃木県後期高齢者医療広域連合議会投票用紙規程

平成19年3月28日議会告示第1号

(様式)

- 第1条 栃木県後期高齢者医療広域連合議会会議規則(平成19年栃木県後期高齢者医療 広域連合議会規則第1号。以下「規則」という。)の定めるところにより、議会において 行う選挙及び投票による表決の際に使用する投票用紙の様式は、次のとおりとする。
 - (1) 規則第28条第1項及び第116条第1項の規定による投票用紙の様式



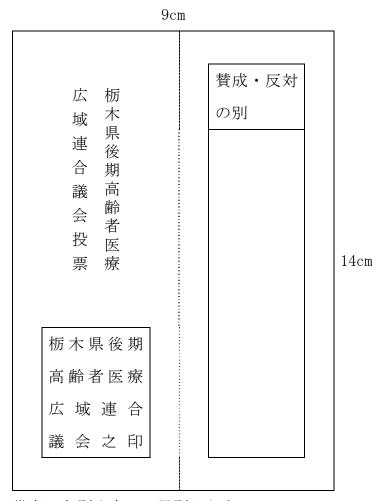
備考 印刷文字は、黒刷りとする。

(2) 規則第74条及び第122条の規定による投票用紙の様式

9cm 投票する者 広 栃 の氏名 木 域 県後 連 合 期 議高 齢 会 者 投医 $14 \mathrm{cm}$ 票療 栃木県後期 高齢者医療 広域連合 議会之印

備考 白票、青票ともに印刷文字は、黒刷りとする。

(3) 規則第75条及び第123条の規定による投票用紙の様式



備考 印刷文字は、黒刷りとする。

(その他)

第2条 議長は、議会において行う選挙及び投票による表決の際に使用する投票用紙が、 この規程に定める様式によることができないと認めるときは、議長が定める投票用紙を 用いることができる。

附則

この規程は、公布の日から施行する。